大阪府建設工事競争入札参加資格審査における等級区分及び工事金額

令和8年度

■工事種別の等級区分及び工事金額

工事種別	等級	等級区分評点	発注工事金額	
	AA	1,410以上	<u>15億4,000万円以上</u>	
	Α	1,150 ~ 1,409	<u>4億円以上</u>	<u>15億4,000万円未満</u>
土木一式工事	В	900 ~ 1,149	<u>1億円以上</u>	<u>4億円未満</u>
	С	750 ~ 899	<u>2,300万円以上</u>	<u>1億円未満</u>
	D	749以下		<u>2,300万円未満</u>
建築一式工事	AA	1,370以上	<u>9億1,000万円以上</u>	
	Α	1,120 ~ 1,369	<u>6億8,000万円以上</u>	<u>17億1,000万円未満</u>
	В	840 ~ 1,119	<u>2億1,000万円以上</u>	<u>6億8,000万円未満</u>
	С	730 ~ 839	<u>5,700万円以上</u>	<u>2億1,000万円未満</u>
	D	729以下		<u>5,700万円未満</u>
	Α	1,070以上	<u>2億3,000万円以上</u>	
電気工事及び	В	785 ~ 1,069	<u>5,700万円以上</u>	<u>2億3,000万円未満</u>
管 工事	С	725 ~ 784	<u>2,300万円以上</u>	<u>5,700万円未満</u>
	D	724以下		<u>2,300万円未満</u>
	Α	900以上	<u>2,900万円以上</u>	
舗装工事	В	780 ~ 899	<u>1,100万円以上</u>	<u>2,900万円未満</u>
	С	779以下		<u>1,100万円未満</u>

※等級区分評点=経審結果の総合評定値(P)+地元点(100点)+福祉点(8点)+環境点(2点又は4点)

- ・地元点は、府内業者(大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所(主たる営業所に限る。)を置く者)に加算する。
- ・福祉点は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算する。
- ・環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション21」、「KES」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先(本店又は支店等)において取得している者に加算する。(ただし、経営事項審査結果でISO14001又はエコアクション21の認証の加点評価を受けている場合を除く。)

(加算点数)

- •KES(ステップ1)、エコステージ(ステージ1):2点
- ・KES(ステップ2(含SR・En))、エコステージ(ステージ2以上)、エコアクション21:4点

(注)地元点、福祉点及び環境点は、加算条件を満たす者であって希望する場合に加算する。